

経済産業省告示第九十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経  
済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出  
される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くも  
のの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。